



空き家を活かして、人が集まる場づくりをしませんか？



令和8年度 萩市空き家地域活用支援事業補助金

萩市では、空き家住宅等を地域の交流施設等として10年以上有効活用する方に対し、改修に要する経費の一部を支援します。

補助内容

■ **募集期間**：令和8年5月1日（金）～6月19日（金）

※先着順ではありません。

■ **補助金額**： **最大300万円**

※補助対象経費の3分の2以内

■ **補助対象経費**：空き家の改修に要する経費（消費税を除く。）

■ **対象経費の内容**：

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事
 - (2) 電気、ガス、空調、通信等の設備の改修工事
 - (3) 屋根、外壁等の外装の改修工事
 - (4) 内壁、床、天井等の内装の改修工事
 - (5) 耐震改修工事（耐震診断に要する費用含む）
 - (6) 空家の改修等により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
 - (7) 家財の撤去又は廃棄に要する経費
 - (8) 周囲への安全を確保する上で、空家の改修等及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- ※設計費、外構工事、エアコン・カーテン等の備品購入費は対象外



↑詳しくはこちら↑

具体的な活用例

- ・ 独居の高齢者の居場所づくり（コミュニティカフェ・サロン）
 - ・ 子ども食堂等行う子育て支援施設
 - ・ 地域の集会所のような使い方（防災倉庫等のみの利用は不可）
 - ・ 地域の教室（地産地消料理教室・ものづくり教室等）
 - ・ 萩の歴史や文化等を学ぶための施設（まちのギャラリー）
- ※民泊は対象となりません。



空き家



市内事業所等で改修



地域の交流施設等として活用

支給要件

■ 対象となる空き家

次のすべてに該当するもの

- 木造であること（床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと）
- 改修工事に着手していないこと
- 実績報告の提出期限（令和9年2月末）までに改修が完了するもの
- 危険区域（土砂災害特別警戒区域）外にあるもの
- 他の補助金を受けていない又は受ける予定のないもの

■ 補助対象者

次のすべてに該当する方

- 空き家の所有者・相続人、または借りて活用する方
- 事例紹介（市の広報等）に協力できる方
- 市税の滞納がない方
- 暴力団関係者でない方

※共有者等がいる場合は、全員の同意が必要です。

※営利活動を行うことを主たる目的とする団体、政治活動または宗教活動を行っている団体は対象外です。

■ 主な交付の条件：

- ・ 10年以上、地域の交流施設等として活用すること。
 - ・ 事業開始の翌年度から10年間、毎年、活動報告の提出すること。
 - ・ 建築基準法等の法令を遵守し、必要な許可等を得ること。
 - ・ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物は、耐震診断を行い、必要に応じて、耐震改修工事を行うこと。
 - ・ 原則、補助対象年度の3月末までに、空き家地域交流活動を開始すること。
- ※その他要件があります。

事業選定方法等

■ 募集件数：1件程度

■ 選定方法：申請内容については、審査項目に基づき審査します。

※審査項目は補助金交付要綱別表第2をご確認ください（HP掲載）

申請の流れ

■ 申請の流れ：※事前に建築課へご相談ください。

①相談（随時）→ ②交付申請 → ③審査・決定（市）→ ④改修工事 → ⑤実績報告 → ⑥額の確定（市）→ ⑦補助金請求 → ⑧補助金交付（市）→ ⑨事業開始
※10年間、活動報告すること。

<問い合わせ先>

〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地（第3庁舎内）
土木建築部 建築課 住宅管理係
TEL：0838-25-2314 e-mail：kentiku@city.hagi.lg.jp

